

農林水産省生産局農産振興課御中

Fax : 03-3502-0869

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針」案への意見

財団法人日本野鳥の会 自然保護室 室長 古南幸弘

Tel : 03-5436-2633

Fax : 03-5436-2635

〒141-0031

東京都品川区西五反田 3-9-23 丸和ビル

以下提出しますのでご査収ください。

被害防止対策協議会の構成員と役割について

< 該当箇所 >

4～5ページ 一 1 (2) 被害防止対策の基本的な考え方

17～18ページ 二 1 効果的な被害防止計画の作成推進

(構成員については7ページ、14ページ、22ページも)

< 意見と理由 >

- ・ 「効果的な被害防止対策を実施するためには地域主体の取組を推進することが効果的である」「被害の状況を適確に把握しうる市町村及び地域の農林漁業者が中心となって被害対策に取り組む体制を早急に構築することが必要となっている」としているところから、被害防止計画の策定の段階から被害防止対策協議会を設置し、地域ぐるみで計画を検討すべきことを明記すべき。またその構成員には、地域の住民と農林漁業者を加えるべき。
- ・ 鳥獣の生態や生息状況等の科学的知見を踏まえた被害防止計画を講ずるために、研究者、研究機関、NPO等の被害防止対策の専門家の協力を得るものとするを明記すべき。
- ・ 国及び都道府県の役割として、被害防止計画の策定と実施にあたって、積極的に専門家の派遣を行うものとすべき。
- ・ 生物の多様性の確保の留意のために、特定計画の検討会の例にならい、学識経験者、自然保護団体の参加を得ることとするを、明記すべき。

被害防止計画の策定過程と実施状況報告の公開について

< 該当箇所 >

17ページ 二 被害防止計画に関する事項

<意見と理由>

- ・ 被害防止計画を地域主体の取組みとして推進するために、策定過程の情報公開に努めるべきことについて明記すべき。

<該当箇所>

24 ページ 二 4 被害防止計画の実施状況の報告

<意見と理由>

- ・ 被害防止計画を地域主体の取組みとして推進するために、取組の実施状況の報告について情報公開することについて追加すべき。

河川環境の整備及び保全について

<該当箇所>

16～17 ページ 一 11 生息環境の整備及び保全

<意見と理由>

- ・ 「鳥獣の良好な生息環境の整備及び保全」の中に、関東カワウ広域保護管理指針にならない、河川環境について次の文言を加えるべき。「河川の良好な環境と生物生産の復元」

被害の発生場所について

<該当箇所>

19 ページ 二 3 被害防止計画に定める事項

<意見と理由>

- ・ の「被害の現状」に「被害の発生する場所」を加えるべき。

被害防止対策としての捕獲の位置づけについて

<該当箇所>

9 ページ 一 4 鳥獣の捕獲等

<意見と理由>

- ・ 以下の一文は削除すべき。被害防止対策に捕獲が不可欠とは必ずしも言えず、不正確である。「農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣について、当該鳥獣の生態や生息状況等を踏まえつつ、適正な数の捕獲を行うことは、被害防止のために不可欠である。」

捕獲の根拠について

<該当箇所>

19～20 ページ 二 3 被害防止計画に定める事項

<意見と理由>

- ・ の「従来講じてきた被害防止対策」に、「捕獲を必要とする場合の判断の根拠」を付け加え、被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められる根拠を明示するよ

うにするべき。

- ・ この法律で定められている捕獲は、「農林水産業に係る被害及び農林水産業に従事する者等の生命又は身体に係る被害その他の生活環境にかかる被害」の防止のための捕獲である。これは鳥獣保護法第9条の特別許可の一部で有害鳥獣捕獲。
- ・ ところで、有害鳥獣捕獲については、平成19年1月29日環境省告示第3号「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」II 第四にあるとおり、「被害が現に生じているか又はそのおそれのある場合に、その防止及び軽減をはかるために行うもの」であって、「その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うもの」とされているので、本指針でもこれをふまえるべきである。

捕獲鳥獣の適正な処理と持続的な活用について

< 該当箇所 >

13 ページ 6 捕獲鳥獣の適正な処理

< 意見と理由 >

- ・ 「被害防止対策を持続的に実施する観点」から、「捕獲した鳥獣を活用する取組を持続的に実施する」としているのは、被害防止対策がいつまでも成功、完結せず、捕獲が長期間継続することを前提にしている。従って、「また、被害防止対策を持続的に実施する観点から」以下の段落は不適切で、削除すべき。

以上